

# 自動車又は一般原動機付自転車に該当するペダル付き電動バイク及びキックボード様の立ち乗り型電動車の交通事故を防止するための関係事業者ガイドラインについて（概要）

## ○ガイドライン策定の目的

近年、普及に伴って関連する交通事故・違反が増加している、自動車又は一般原動機付自転車に該当する電動モビリティの交通事故を抑止することを目的とする。

## ○対象車両

現状の交通事故・違反の実態も踏まえ、自転車や特定小型原動機付自転車との区別がつきにくく、運転免許を受けていない者であっても運転ができると誤認されやすい、以下の車両を対象とする。

- ・ペダル付き電動バイク
- ・キックボード様の立ち乗り型電動車（特定小型原動機付自転車を除く）



ペダル付き電動バイク  
(JEMPAより提供)

キックボード様の  
立ち乗り型電動車  
(JEMPAより提供)

## ○関係事業者が取り組むべき交通安全対策について

ペダル付き電動バイクに関して、無免許運転や整備不良車両運転といった違反の割合が高いといった実態から、事業者による運転免許確認や車体の保安基準適合性の確認に重点を置いた各種対策項目を規定。

| 販売事業者が<br>取り組むべき交通安全対策  | プラットフォーム提供事業者が<br>取り組むべき交通安全対策   | 飲食物等の配達業務を委託する事業者が<br>取り組むべき交通安全対策   |
|---|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>○ 購入者に対する車両区分の明示</li><li>○ 購入者の運転免許確認の徹底</li><li>○ 保安基準に適合した車体の販売</li><li>○ 貸出し及び転売防止対策の実施</li><li>○ 自賠責保険等の加入対策の実施</li><li>○ 車体の点検・整備の支援</li><li>○ 相談窓口の設置</li><li>○ 関係行政機関等との連携</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>○ プラットフォームを利用する販売事業者等への働き掛け</li><li>○ プラットフォームを利用する販売者への働き掛け</li><li>○ 相談窓口の設置</li><li>○ 関係行政機関等との連携</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>○ ペダル付き電動バイク等の電動モビリティの正確な車両区分の登録</li><li>○ 配達員の運転免許確認の徹底</li><li>○ 保安基準に適合しない車体の使用禁止</li><li>○ 自賠責保険等に加入していない車体の使用禁止</li><li>○ ナンバープレートを表示していない車体の使用禁止</li><li>○ 配送業務を再委託する事業者への働き掛け</li><li>○ 相談窓口の設置</li><li>○ 関係行政機関等との連携</li></ul> |